

中央監視制御装置の評価基準における品質・性能

1. 評価対象電気設備機材

評価の対象とする中央監視制御装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「標準仕様書」という。)に規定する以下の機材である。

機材名 中央監視制御装置

細 目 ー

2. 品質・性能等に関する事項

評価対象電気設備機材は、標準仕様書における中央監視制御設備工事の「中央監視制御装置」の規定に適合するものであること。